平成 24 年 2 月 7 日

＜緊急提言・万引犯罪防止への喫緊の対応策＞発表会次第

＊　日時：平成 24 年 2 月 7 日（火）14:00～
＊　場所：東京商工会議所　4 階　特別会議室Ｂ

１．開会　　吉川美代子　広報委員会委員長

２．あいさつ　　河上　和雄　理事長

３．緊急提言　　佐藤　聖　理事
- マイバッグ普及に伴う万引犯罪増加への対応に関する提言
- 万引品処分市場対策に関する提言
- 万引窃盗犯の「店内確保」の推進に関する提言
- 参考資料

４．質疑応答

５．閉会　　吉川美代子　広報委員会委員長

＊　配付資料
- 次第及び 3 つの提言
- 全国万引犯罪防止機構パンフレット
- 万引犯罪の実情

＊　万防機構側出席者
河上和雄理事長、吉川美代子広報委員会委員長、若松修普及推進委員会委員長、山村秀彦総務委員会委員長、佐藤聖理事、茂木洋理事、福井事務局長、稲本普及推進委員

（マイバッグ小委）　　平成 24 年 1 月 31 日

マイバッグ普及に伴う万引犯罪増加への対応に関する提言

NPO 法人　全国万引犯罪防止機構
（総務委員会マイバッグ対応小委員会）

はじめに

環境問題への関心の高まりに伴い、小売店等で供されるレジ袋使用の抑制や、消費者自らが買物に持参するマイバッグの使用が進んでいるが、一方でマイバッグを悪用した万引犯罪が増加し、小売業に大きな被害を及ぼしているばかりでなく、地域の治安悪化をもたらしているとの声がある。しかしながら、マイバッグ等の使用が万引犯罪者の手口となることを防ぐために、エコバッグの推進を妨げるようなことがあってはならない。

環境問題に配慮しながら、万引犯罪の増加を防ぐためには、マイバッグ使用マナーの普及が必要と考えられるところから、NPO 法人全国万引犯罪防止機構（万防機構）は関係各方面に対して以下の通り提言する。

提言１　小売業はお客様にマイバッグ使用の店内マナー順守を呼びかける

① 店内では備え付けの買い物カゴ等を使うこととする。

② マイバッグはレジ精算が済んでから使用することとする。（店内でマイバッグを買い物カゴ代わりに使用している人には注意する）

③ マイバッグを店内に持ち込む際は、折り畳む等の状態で持ち込むこととし、品選び中も広げないでおく。

④ レジ精算後、買い足し等で再度入店したり、他店で購入したりした商品をバッグに入れて入店する際は、バッグの口を閉めてから入店してもらうこととする。

⑤ 小売業は、店内掲示・店内放送等によって、お客様に繰り返し備え付けの買い物カゴ等の使用を呼びかけ、マイバッグを使用する場合はマナー順守をお願いする。

提言２　消費者団体は、地域消費者に対してマイバッグ使用マナーの普及啓発を図る

マイバッグの普及と万引犯罪の増加抑制の両立のためには、消費者の理解が何より重要であり、消費者の理解を得るためには、マイバッグ普及運動を推進して来られた消費者団体による啓発運動への協力が必要である。
消費者団体は、万引犯罪による直接的な被害額や万引を防止するための費用が、結果として商品価格に上乗せされてしまう現実を踏まえ、万引抑止に大きな貢献が期待されるマイバッグ使用マナーの普及啓発を図られるよう提言する。

提言３　地域防犯団体、地元警察、自治体等は買い物に際してのマイバッグ使用マナーの普及徹底を図る

万引犯罪の増加が地域治安の悪化をもたらし、ややもすれば青少年の非行増加をも引き起こすとの観点から、地域防犯団体、地元警察、自治体等は、地域住民に対して、買い物に際してのマイバッグ使用マナーの普及徹底を図る必要があり、万防機構は、既に先行事例があるように、各地におけるマナー・ポスターの配布、キャンペーンの展開、マナー教室の開催等の実施を提言する。
とりわけ、地元警察におかれては、小売店舗への巡回、店頭でのイベント開催、資料配布等を通じて、警察当局の万引問題に対する取り組み姿勢をアピールして頂くよう要請する。

提言４　報道機関は、関係者に対してマイバッグ使用マナーの普及徹底を図るよう支援する

マイバッグ使用に関する地域住民の考え方や使用マナーについての社会的な合意形成に対して、報道機関の果たす役割は極めて大きい。
マイバッグの普及と万引犯罪の増加抑止の両立を目指して、万防機構はこの問題に対する報道機関の十分な理解と支援が得られ関係者に対してマイバッグ使用マナーの普及徹底が図られるよう提言する。

(処分品市場小委)　　平成 24 年 1 月 31 日

万引品処分市場対策に関する提言

NPO 法人　全国万引犯罪防止機構
(総務委員会万引品処分市場対策小委員会)

はじめに

インターネットの普及に伴って、小売・サービス業のリアル店舗から万引き（従業員による「内引き」を含む）された、医薬品・化粧品をはじめ、家電製品、自動車用品等がネットを通じて売買されたり、ネットオークションに出品されて処分されているのではないかと、多くの業界で指摘されている。万引犯罪の抑止のためには、ネットオークションを含めた万引品処分市場の対策が急務であると考えられている。

上記に鑑み、ＮＰＯ法人全国万引犯罪防止機構（万防機構）は、①万引犯罪防止に向けてのネット事業者の努力と、②流通事業者（製造業、卸売業、小売・サービス業等）における IT を用いた対応の推進を、以下の通り提言する。

（行政）

１．　古物商によるリアルな商品取引は古物営業法等によって厳格な管理が行われており、万引被害品が処分されにくい環境作りがなされているのに対して、ネットオークションによるバーチャルな商品取引に関しては、現状必ずしも厳しい監視が行われているとは言い難い。
経済産業省、総務省、消費者庁等、ネットオークション事業を所管する省庁は、特定商取引法、特定電子メール法、景品表示法、健康増進法等の運用を強化し、ネットオークション事業者が出品者とともに、万引被害品がネット上で処分されにくい環境作りを行うよう求める。

２．　万引犯罪防止に向けた流通事業者の IT を用いた対応に対して、経済産業省、総務省等は、所要の支援措置を講じる必要がある。

（警察当局）

３．　万引犯罪の抑止のためには被害の全件通報が必要であり、全件通報の徹底のためには被害者の届出の簡素化と届出者負担の最小化が前提。警察当局におかれては、届出時間の一層の短縮化と現場警察官への指導の徹底を要望する。

４．　万引の被害のうち、被害回復されていない高額商品については、警察当局によるデータベースの構築を提案する。①発生場所、発生時刻、店舗名・企業名、②被害品属性（品名、シリアルナンバー等)、③犯行形態等の情報を迅速に登録し、一定の資格者が検索可能なように構築したデータベースの設置と事業者に対する情報提供によって、古物商によるリアルな商品取引あるいはネットオークション事業者によるバーチャルな商品取引の双方における万引品の流通が大幅に抑制されると考えられる。あわせて盗品売買等防止団体制度の積極的な推進が図られるべきである。

（ネットオークション事業者）

５．　古物商あるいはネットオークションで提供される商品が万引品であるかないかに関して、買い手は一義的に売り手が責任を負うべきであると考えている。ネットオークション事業者におかれては出品者とともに古物商が課せられていると同様の商品履歴管理責任を負うことが可能なシステムを構築するよう提案する。

６．　ネットオークションへの高額商品の出品に当たっては製造番号、写真等、個品の識別に資する情報の記載を古物競りあっせん業者（ネットオークション事業者）が一斉に取り組み、警察当局によって提供される盗品情報との照合によって事業者が直ちに盗品であることを知ることのできるシステムの構築を提案する。

なお、システムの運用に当たっては、製造番号や出品添付写真等の標準化・規格化や、サイトにアップした製造番号、写真の真正性の担保の仕組み（認証制度等）が必要。

（流通事業者）

７．　万引被害品を特定するために、製造事業者は商品に個品識別情報を付与し、これを流通事業者が一元的に管理するシステムを構築することを提案する。個品情報の付与は 2 次元コード、RFID を含め現状の技術水準の中で最適解を求める必要がある。

（店内確保小委）　　平成 24 年 1 月 31 日

万引窃盗犯の「店内確保」の推進に関する提言

NPO 法人　全国万引犯罪防止機構
（総務委員会店内確保小委員会）

はじめに

小売業界の現場では、万引き窃盗犯（以下、万引き犯と略す）の「店内確保の適否」をめぐり混乱が生じている。

「万引き犯は、店外に出てからでないと捕捉できない」といった誤った認識が、万引き犯罪を助長し、万引き犯の捕捉をより困難にしている。

NPO 法人全国万引犯罪防止機構（万防機構）の「店内確保小委員会」の議論の中では、クレーマー等のトラブルに対する対応についての議論が主体となったが、万引窃盗犯の「店内確保」の正しい判断を社会全体に知らしめることが重要であるとの認識に至った。

NPO 法人全国万引犯罪防止機構（万防機構）は、万引き犯が「店外に出た時点で既遂に達する」との誤った認識を、本来の「店内でも、万引きの目的で商品を服やバック内に隠したらその時点で窃盗罪が成立する」という正しい判断が、社会全体に根付くよう早急の対策を講じていただくことを、ここに提言する。

1. 小売業各社、団体への提言

万引きは、「店外に出たときに既遂となる」という誤った認識を正すため、店内捕捉実施の如何に関わらず、防犯ポスター等には必ず「店内でも、万引きの目的で商品を服やバック内に隠したり、防犯タグなどはずしたら、その時点で窃盗罪が成立する」等と記載するとともに、店員等の声がけ等を行い、「万引きは、店外に出なくても既遂になる」という正しい認識が社会全体に根付くよう徹底をしていただくことを、ここに提言する。

2. 報道機関への提言

残念なことに、テレビの万引特集等で「万引は、店外に出た時点で成立する」といった報道が未だに見られる。こういった報道が、世間の認知に大きな影響を与え「まだ、店外に出ていないから問題ない」といった万引犯の開き直りを

生んでいる。
「店内でも、万引の目的で商品を服やカバンに隠したり、防犯タグをはずした時点で万引（窃盗）既遂となる」ことを積極的に広報し、世間の認知を正していただくことを提言する。

3. 警察庁、警視庁、道府県警察への提言

小売業界の一部店舗では、万引き犯の既遂時期について「店外に出た時点」であり、「万引き犯を確保するのは店を出てから」との誤った認識が植え付けられている。
この要因の一つとして、警察署等から「万引き犯は、店外に出てから捕捉するように」との指導が、店舗、警備員にされている状況が伺える。
したがって、万引きについては、「万引きの目的で、商品を服やカバンに隠した時点で窃盗罪が成立する」ということを店舗、警備員に指導していただくとともに、「店内でも万引の犯人を捕捉することができる」という正しい認識を植え付け、小売業が積極的に「店内捕捉」ができるよう支援していただくことを、ここに提言する。

4. 検察庁への提言

店内で現行犯逮捕した万引き犯は「店外に出ていないから未遂」といった世間の誤解を根拠に、犯行の否認に転ずることがある。検察当局におかれては、店内捕捉の万引き犯罪を積極的に立件し、「万引きは店内でも窃盗としての既遂となる」という国民的規範を醸成するなど、正義の実現を図っていただくことを提言する。

万防機構は、小売業各社・団体、報道機関、警察、検察の４者が、「万引は盗んだ時点で既遂」という原理原則を堅持し、国民全体に広く遍く理解を促し、ひいては社会の常識・規範として浸透・徹底されることで、万引犯罪そのものの根絶への大きな一歩となることを希求する。

参考資料

万引犯罪増加への対応に関する提言(案)に係る

意見募集について

平成 24 年 1 月 14 日
NPO 法人　全国万引犯罪防止機構
（略称：万防機構）総務委員会
・事務局

万防機構では増加する万引犯罪の防止のために、喫緊の課題に関する社会的な建議・提言を行うことを目指して、その準備のための小委員会の設置を、昨年 1 月開催の臨時総会（1 月 24 日）にて議決しました。

３つの小委員会はそれぞれ 4 回の審議を経て、その結果は別添のような提言（案）としてとりまとめられました。

つきましては、この提言（案）に関して、万防機構役員・会員の方々から、下記の通りご意見を募集いたしますので、ご意見がある場合は別記により事務局までお寄せ下さい。

記

１。ご意見募集期間

平成 24 年 1 月 14 日（土）から平成 24 年 1 月 28 日（土）まで（必着）

２．ご意見の提出方法

ご意見をまとめて頂き、件名を「万引犯罪増加への対応に関する提言(案）に係る意見」として電子メール、郵送または FAX にて事務局宛てご提出下さい。

○電子メールの場合（テキスト形式でお願いします）

アドレス　・・・info8@manboukikou.jp

○郵送の場合

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-2-8 中村ビル 4 階

特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構　事務局

○FAX の場合

FAX 番号　03-3355-2344

３．ご意見提出上のご注意

ご意見は日本語に限ります。個人の場合は氏名、住所、連絡先及びご所属を、法人の場合は法人名、所在地及び連絡先を、それぞれ記載して下さい。（ご意見の内容に不明な点があった場合等のご連絡・確認のために使用する場合があります。）

お寄せ頂いたご意見については、氏名、住所及び連絡先を除き、原則として公表させて頂きますので、あらかじめご了承下さい。

また、ご意見に対して個別のご回答は致しかねますので、ご了承下さい。

（ご参考）

１．提言に係る３小委員会

① マイバック普及による万引犯罪増加への対応（略称：マイバッグ小委）
② 万引品処分市場の拡大と多様化への対応（略称：処分品市場小委）
③ 万引犯の店内確保に関わる諸問題（店内確保小委）

２．小委員会の構成

万防機構･総務委員会では臨時総会での議決を受けて昨年２月上旬～下旬の間、役員・会員を対象に委員の公募を行い、下記委員を決定しました。

（50 音順：敬称略）

① マイバッグ小委
- 乾昌美　　（社）日本ボランタリーチェーン協会
- 尾池稔　　（社）新日本スーパーマーケット協会
- 大津直也　（社）日本 DIY 協会
- 茂野隆一　日本スーパーマーケット協会
- 中津伸一　（社）日本ボランタリーチェーン協会
- 野勢哲志　日本チェーンストア協会

② 処分品市場小委
- 石水真美　（株）東京ダイアモンドセキュリティ
- 岩間光夫　個人会員
- 小泉忠男　日本書店商業組合
- 中小路俊康　自動車用品小売業協会
- 若松修　　日本コンパクトディスク・ﾋﾞﾃﾞｵレンタル商業組合

③ 店内確保小委
- 加藤和裕　愛知県書店商業組合
- 近藤泰彦　日本チェーンドラッグストア協会
- 野村昌三　（社）全国警備業協会
- 成田庄二　日本チェーストア協会
- 矢島靖夫　日本レコード商業組合
- 吉田宏光　㈱全国警備保障

事務局等（3 委員会共通）
・山村秀彦　万防機構（総務委員長）
・福井昂　　万防機構
・稲本義範　万防機構
・佐藤聖　　（財）流通システム開発センター

３．小委員会開催記録

当初 3 委員会とも 3 月から開始の予定のところ、東日本大震災の影響により 2 か月延期して開催されました。

①マイバッグ小委 第 1 回 5 月 24 日、第 2 回 7 月 26 日、第 3 回 9 月 20 日
第 4 回 11 月 10 日
②処分品市場小委 第 1 回 5 月 9 日、第 2 回 7 月 12 日、第 3 回 9 月 13
第 4 回 11 月 4 日
③店内確保小委　第 1 回 5 月 25 日、第 2 回 7 月 27 日、第 3 回 9 月 22 日、
第 4 回 11 月 1 日

万引犯罪増加への対応に関する提言(案)に関して

寄せられたご意見について

平成 24 年 1 月 31 日
NPO 法人　全国万引犯罪防止機構
（略称：万防機構）総務委員会・事務局

標記について、メール等を通じて万防機構役員・会員の方々からご意見を募集したところ、3 件のご意見を頂きました。
お寄せ頂いたご意見と、それらに対する総務委員会・事務局の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。
ご意見をお寄せ頂きました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

番号	ご意見等の概要	ご意見に関する考え方
1	【マイバッグ小委】 「マイバッグ」の対象のさらなる明確化を望む。関係者の一体となったマナー向上の啓発が重要と思う。 【店内確保小委】 現状においてチェーンストア業界で実施することは混乱が予想され困難。できるところから取り組み、社会的な認識を醸成していくことが必要。さらに研究に努めるべき。	【マイバッグ小委】 小委員会では「マイバッグ」を「消費者自らが買物に持参するバッグで、いわゆるエコバッグを含む」との包括的な定義で検討を進めましたが、対象物の具体的なイメージに誤解のないよう、提言の普及に際しては十分な留意が必要と考えます。 【店内確保小委】 提言（案）は、「万引き犯は、店外に出てからでないと捕捉できない」といった誤った認識が、万引犯罪を助長し、万引犯の捕捉をより困難にしているとの認識から、「店内確保」の正しい認識を社会全体に知らしめることを目的としており、諸条件を無視して直ちに「店内確保」を推進しようとしているわけではありません。
2	【処分市場小委】 万引品の処分市場に対して、現状、厳格な管理が行われているとは思えない。特にコミック本については、盗品と知りながら買取を継続している業者もある。法規制や罰則の強化はもとより、未成年者に対しても関係者の強い対応が望まれる。 【店内確保小委】 窃盗罪（万引き事犯）の具体的な成立要件に関する一般的な認識が進み判例も積み重なってきていることから、提言（案）は何ら紛議を醸し出すものではないと考える。警察側は、ややもすれば行為者が捕捉されていない場合、他の犯罪と比較して取り扱いが形式的なもので	【処分市場小委】 提言（案）は、盗品の処分市場の存在が万引犯罪の発生を助長しているとの判断から、処分市場について古物商、古物競りあっせん業者を問わず、対応策を要望し、また社会的なインフラ構築をも呼び掛けるものです。 【店内確保小委】 万引きを犯罪として立件するための構成要件に関する法曹界の論議あるいは判例等を十分に見守りつつ、万防機構では「店内確保」に関する正しい理解を社会的に普及していくことが役割であると考えます。

	終わったり、消極的であったり、現場警察官の取り組み意識の低さが顕著であることが多い。店舗側の各種負担を考えれば警察当局がさらに積極的な対応を取られることを望む。	
3	【処分市場小委】 盗品の流通防止のためには、古物競りあっせん業者のみならず古物商についてもさらに取り組みを進める必要があると思う。ネットオークション事業者は「売り手」には該当しない点に留意すべき。また、ネットオークションで処分される盗品の割合は古物商におけるそれと比較して統計上低い点にも留意すべき。 【店内確保小委】 窃盗罪は不法領得の意思を持って他人の財物を自己の占有下に置くことを構成要件としており、この不法領得の意思を刑事訴訟法等の知識の無い小売業者や店員が判断することは困難であることから、誤認確保を防止するため、精算せずに商品を店外に持ち出す行為を以って「既遂」と判断するよう依頼してきている。ただし、店内であっても既遂になる場合があることに異論は無い。また、店内における顧客への声掛け、特に不審な動きをしているような者に対する積極的な声掛けが万引きの未然防止に重要であることにも異論は無い。	【処分市場小委】 盗品の処分市場の存在による万引犯罪発生の助長を阻止するため、古物商によって運営されるリアル市場、古物競りあっせん業者によって提供されるバーチャル市場の別を問わず、事業者並びに取締り当局の積極的な取り組みを見守り、また社会的なインフラ構築をサポートしてまいりたいと考えます。なお、ネットオークション事業者は「売り手」でないのは確かですが、「買い手」側から見て関係の深い「売り手側」のプレイヤーであることも事実であると考えています。 【店内確保小委】 提言（案）は、「店内確保」の正しい認識を社会全体に知らしめることを目的としており、寄せられたご意見と矛盾するとは考えておりません。万防機構としましては、万引きを犯罪として立件するための構成要件に関しては法曹界の論議あるいは判例の積み重ねを見守り、また犯罪の取締りないし立件に関しては当然のことながら警察当局の積極的な取り組みを見守ってまいります。